

救急車等のE T Cレーンの通行体制の整備を求める意見書（案）

救急車等の緊急車両の円滑で安全な走行を支援する体制は、あらゆる取り組みにより整備していくことが求められる。

しかし、救急車が救急搬送のための高速道路の利用時などにおいて、自動料金収受システム（E T C）レーンを通行できておらず、有人の一般レーンを通行している事例が散見されることが明らかになった。E T Cの普及率が向上した昨今の事情を踏まえれば、救命のために1分1秒を争う患者の搬送を担う救急車や、目的地までに急行すべき消防車などがE T Cレーンを通行できていない体制は改善していかなければならない。

奈良市消防局においては、救急車等が高速道路の利用時においてE T Cレーンを通行することができる体制を整備するため、関係機関に対して協議を重ね、一部において改善することができた。

しかし、有料道路事業者が複数にわたる場合には複数のE T Cカードを作成しなければならないなどの課題が残っている。また、この取り組みについては、個別の消防本部における課題としてではなく、全国的に実施していく必要があるものである。

緊急車両のE T Cレーンの通行体制の整備により、目的地までの到着時間の延伸の解消、料金所における交通事故の抑止などの利点があり、また救急車については、停止に伴う加減速が抑制され、車両の揺れの低減につながり、傷病者の病態の悪化や苦痛の軽減、隊員による傷病者の観察環境が向上することによって、ひいては救命率の向上につながる効果もあるものと考えられる。

よって、国及び奈良県におかれては、救急車等の緊急車両のE T Cレーンの通行体制の整備に向けて必要な措置を講じるよう、下記の点を要望する。

記

- 1 可能な限り全国的に整備を促進すること。
- 2 整備に当たっては、有料道路事業者が複数にわたる場合でも事務の煩雑さを解消するように努めること。
- 3 整備を図るために必要な法的整備を講じること。
- 4 整備を図るために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月4日

奈良市議会